

議第84号

高山市都市公園条例の一部を改正する条例について

高山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

直営管理としている赤保木公園を指定管理者による管理とし、別に定める条例で管理するため改正しようとする。

高山市都市公園条例の一部を改正する条例

高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の5 次に掲げる都市公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の5 次に掲げる都市公園（以下「指定施設」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>赤保木公園</u></p> <p>(3)~(6) (略)</p>
<p>(管理の特例)</p> <p>第15条の2 第3条第1項の規定により設置された都市公園のうち<u>中山公園</u>の管理については、別に条例で定めるところによる。</p>	<p>(管理の特例)</p> <p>第15条の2 第3条第1項の規定により設置された都市公園のうち<u>次に掲げる公園</u>の管理については、別に条例で定めるところによる。</p> <p>(1) <u>赤保木公園</u></p> <p>(2) <u>中山公園</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に改正前の高山市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。